

墓石工事契約等ガイドライン 順守誓約書及び順守事業者登録について

一般社団法人日本石材産業協会は、日本石材産業協会は、消費者の信頼を確保し、墓石業界の健全な発展と向上に貢献するために、「墓石工事契約等ガイドライン」という規定を2020年6月に施行し、2023年9月改定しました。このガイドラインを読んでいただき、以下の項目を守ることができるか確認してください。項目を9割以上守れる事業者は、ガイドライン順守事業者として登録され、協会のウェブサイトで公表されます。

No.	項目	順守できるか？
1	公正で適正な事業活動を行い、消費者の満足と信頼を獲得することを目指します。	はい ・ いいえ
2	消費者の基本的人権を尊重し、個人情報の適切な管理を行います。	はい ・ いいえ
3	消費者の希望や要望を真摯に受け止め、選択の自由を尊重します。	はい ・ いいえ
4	公正で自由な競争を促進し、誹謗中傷や法律違反、反社会的行為を避けます。	はい ・ いいえ
5	墓石の提供に関して、「墓地・埋葬に関する法律」や「消費者契約法」、「個人情報保護法」、「労働安全衛生法」など関連する法律を順守します。	はい ・ いいえ
6	消費者に有用な情報を提供し、適切な助言を行い、消費者が適正な選択、決定ができるよう努めます。その際、平易な用語を使うよう配慮します。	はい ・ いいえ
7	パンフレットなどの情報ツールは、分かりやすい表現、表記をするよう配慮し、不当、虚偽表記、誇大広告は行いません。	はい ・ いいえ
8	常に墓石に関する知識と技術の取得とアップデートに努めます。	はい ・ いいえ
9	施工内容、価格など必要な情報を明確でわかりやすく説明します。	はい ・ いいえ
10	特に以下に係る事項およびその関連内容について誠実に説明します。 ①事前相談、アフターフォロー ②打合せ・見積り ③墓石工事等の進行・工程 ④見積り後の内容や仕様、数量等の追加・変更 ⑤見積り以外の追加費用の発生 ⑥立替え、取次ぎ・斡旋など ⑦契約書（見積書）と請求書の内容・金額等の差異 ⑧消費者にとって有益となる情報 ⑨消費者に不利益になる重要事項	はい ・ いいえ
11	価格を明確かつ分かりやすく示すよう努めます。	はい ・ いいえ

12	提供する商品や施工方法、サービスなどの内容と価格を明確で平易な表現や写真などを使って、消費者にわかりやすく提示するよう努めます。	はい ・ いいえ
13	「一式」「プラン」「セット」などで提供する場合、含まれているものの内容、仕様、質、数量などを明記し、含まれていないものについては別途費用が発生することを記載します。	はい ・ いいえ
14	墓石工事の依頼を受けたときは、要望を誠実に受けとめ、必要事項について齟齬をきたさないよう十分打合せを行い、合意を得た上で消費者にとって分かりやすい契約書などを作成し、消費者に交付します。	はい ・ いいえ
15	作成した契約書などには消費者の署名(サイン)または確認印を受けるようにします。	はい ・ いいえ
16	契約書などに記載されている内容に変更が生ずる場合には、その変更内容を説明し、消費者の了承を受けます。	はい ・ いいえ
17	契約書などには、消費税の内税または外税の別および消費税額を明記し、個人情報保護を順守するという旨を記載するよう努力します。	はい ・ いいえ
18	工事などの施工にあたっては、消費者の要望を真摯に受けとめ、誠意をもって誠実に行います。	はい ・ いいえ
19	提供した全ての費用を記載した請求書を提供します。	はい ・ いいえ
20	請求書は消費者にとって理解やすい内容で作成し、契約書などに記載された内容・使用・数量の変更や追加があった場合には、契約書などと請求書との内容の違い、理由、原因などを説明します。	はい ・ いいえ
21	墓石提供に際し外部へ業務委託する場合、発注業務を管理監督します。	はい ・ いいえ
22	社員教育を徹底し消費者トラブルの発生を防止するとともに、苦情処理の社内態勢の整備に努めます。	はい ・ いいえ
23	石産協の「お墓なんでも相談室」からトラブル・苦情等の相談があった場合、速やかにその解決に努めます。	はい ・ いいえ
24	ガイドライン運営委員会からの指導、勧告、助言、調停の支援、その他には真摯な態度で従います。	はい ・ いいえ

墓石工事契約等ガイドライン 順守誓約書兼回答用紙

アンケートで「はい」（順守できる）と確認していただいた番号に○をつけてください。最後に○の数を合計欄に記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24						

○項目の合計

会社名 _____ はガイドラインの趣旨・目的に賛同し、上記項目の順守に努めることができる項目が**9割（22項目）以上あり、これを順守することを誓約するので**、ガイドライン順守事業者として登録を希望します。

登録後、「ガイドライン」の規定に著しく違反し、（一社）日本石材産業協会の指導・勧告に従わないときは、「ガイドライン順守事業者」の登録を取り消されることを承知しました。

年 月 日

所在地 _____

会社名・代表者名 _____

印 _____

順守事業者名簿に登録を希望する会員は記載項目確認の上、FAX またはメールにてこの回答用紙を事務局までご送付ください。

お問合せ・送付先：TEL. 03-3251-7671 FAX.03-3251-7681 E-mail. office@japan-stone.org